

平成29年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成29年3月6日(月)、9日(木)、10日(金)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・70件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(3月 6日 (月))

宮本しづえ委員

補正の関係で、災害救助費が約62億円の減額になっている。主に仮設住宅の修繕費や県内の借り上げ住宅の予算に対する執行見込みだと思うが、仮設入居者の総数は年度末でどれぐらいで、県内の借り上げ住宅に入居している世帯数は何戸か。また、今年度に減少した戸数はどれぐらいか。

建築住宅課長

初めに、管理戸数について述べる。最大数1万6,800戸あったが、1月31日現在で1万5,461戸で、1,339戸の撤去を行った。そのうち、入居戸数に関しては、6,556戸である。毎月少しずつ減っているが、あと1カ月程度なので、3月末でもそれほど大きな変化はないと思う。

今年度の減少戸数については、予定していた1,179戸よりも少なかったために今回の減額補正となった。

建築指導課長

借り上げ住宅について述べる。平成28年4月時点で1万3,366世帯が入居していたが、29年1月末現在では1万704戸であり、2,662戸減少している。

宮本しづえ委員

今年度の仮設住宅の修繕は、主にどのような部分の修繕が行われ、思ったより予算が少なかったのはどのような部分だったのか。

建築住宅課長

修繕については、毎年の一斉点検に基づき修繕を行っているので、年々大きな修繕はなくなってきている。特に修繕で

減少したのは、木ぐい等の基礎の補修費の減であり、こういったものが24億円ほど少なくなっている。また、例えばグループホーム等でスプリンクラーの設置を延期し、その部分が必要なくなったことも大きな減額の要素である。

宮本しづえ委員

6年がたち、一斉点検などにより必要な修繕はしていると思うが、要望が出た箇所については基本的に実施されていると理解してよいか。

次に、復興住宅関係でも減額補正となっている。今年度末の完成見込みが約3,400戸と聞いた。そうであれば4,890戸に対して3,400戸つくったことになる。既に3月まで完成の部分は抽せんをやっていると思うが、4月1日段階での入居の見通し、入居率はどれぐらいを見込んでいるのか。

建築住宅課長

仮設住宅のふぐあいについては、昨年6月から一斉点検して確認し、既に1月20日で全て対応を終了している。内容は、屋外のスロープの復旧や先ほど説明した木ぐいのシロアリ被害といったもので、それ以外にも、ドアのたてつけなど細かい修繕もたくさんあるが、そういったものもかなり減少してきている。管理市町村等と連携しながら要求があった場合にはすぐに対応できる体制をとっており、現在うまく機能している。

次に、入居戸数であるが、12月末で入居が可能となった戸数は2,280戸で、そのうち入居決定したのが2,217戸であるため、約97%の入居率となっている。

宮本しづえ委員

12月末ではそういう状況であるが、3月までに完成するものについても同じようにほぼ9割、100%近く入居し、ほとんどあきはないと見てよいか。

建築住宅課長

入居に関しては、先を見込んでこれから完成するものも含めて募集しているので、それらを含めるとまだ600戸程度のあきはあるが、既に入居し、実際に入れるものになったものを母数とすれば、ほとんどあきはない。

宮本しづえ委員

見通しとしては3月末で帰還困難区域を除いては避難解除となる。そうすると、3月以降は帰還困難区域の方以外は、復興公営住宅の入居資格がそもそもなくなることとなり、あいているのに申し込めない、入りたいのに申し込む要件がないので申し込めないこととなる。その調整をどうするのか、そろそろ方針として出てきてよいと思うが、どのように考えているか。

建築住宅課長

第5期募集の再々募集を間もなく開始する予定であり、それに申し込んだ方は、避難指示解除後も決定するまでは応募資格としては成立するため、今回、再々募集においてはそのような期限切れを十分広報した上で、できるだけ早く申し込むよう周知徹底していきたい。

宮本しづえ委員

解除される前に申し込めばそうである。ただ、既に解除されているところも含め、解除される前に申し込みをしなかったが、あきがあるなら入りたい人はいる。そこにどのように対応するかは、今後方針として新たに出てくる課題なので、

そこはやはりきちんと対応すべきではないか。

建築住宅課長

これから供給する4,890戸の住宅は、需要があるとの推計のもとにつくっているため、将来的には入居該当者がいないことを十分に検証した上で、新たな方針を検討していくことになるが、1人でもいるうちは、対象外の人に拡大する時期ではないと考える。

宮本しづえ委員

制度上そうなっているので課長はそのように述べると思う。これから残るのは帰還困難区域である。実態はわからないが、感触としては戻れないということで新しい家を調達するなど住宅再建を進めている方は、むしろ帰還困難区域のほうに多いのではないかと。そうすると、どうするか迷ったり、まだ決められないでいる避難解除準備区域や居住制限区域の方が結果的に取り残されていくことになるのではないかと。帰還困難区域はこととしてあと4年となるが、それを見た上でとなるとしばらく先になってしまうので、もう少し早い段階で、その辺の対応を検討すべきと思う。今の段階ではこれから検討することなので、要望として述べておく。

亀岡義尚委員

土26ページの港湾管理費で、県が6,260万3,000円の賠償金を払うと説明があった。相馬火力のLNGについてだったと思う。賠償金を支払うのは何か瑕疵があったからだとして理解するが、具体的に詳しく聞く。また、裁判だったのか和解だったのかについても説明願う。

港湾課長

相馬港の4号埠頭において、LNG基地建設のために既存用地を平成26年度に売却している。この土地は、昭和62～平成6年に造成したものである。買い主がLNG基地建設のために工事を行っていたが、そこからコンクリートの殻などの埋設物が見つかり、基地建設工事の支障となるため、買い主が埋設物を撤去及び処分した。これは隠れたる瑕疵ということで、民法第570条及び第566条に基づき、県が買い主にその費用の賠償を行うものである。

亀岡義尚委員

今の説明だと、買い主から提訴され、裁判か和解かによって県が賠償金を支払うとは聞こえてこなかったが、その辺について具体的に願う。

港湾課長

民法第570条に隠れたる瑕疵というものがあり、第566条には「買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。」とある。

買い主が実際に撤去した埋設物の数量と費用を提出してもらい、県でその数量の確認及び費用については県の単価に置きかえるなど試算し、検証した結果、その費用が妥当であったため、和解するものである。

亀岡義尚委員

造成を行う際に、当然地質調査などいろいろな調査をしたと思うが、そのときは予見できなかったのか。

港湾課長

20数年前に土地造成されたものであるため当時の資料が確認できず、当時の関係者からいろいろ事実関係の聞き取りを行っている。海岸事業で行っていた消波ブロックの残骸や埋め立てるときに打っていた仮設矢板が実際に出てきたが、売ったときは県も相手も知らず、共通認識がなかったため、その場合は、隠れた瑕疵に該当し、その撤去費用は県が賠償することとなる。

宮本しづえ委員

消波ブロックの残骸や矢板などを埋めたのは誰か。

港湾課長

当時の関係者からいろいろ聞き取りした結果、当時海岸であり、消波ブロックをある程度撤去して再利用したと思うが、砂の中に埋もれていたり、結局その残骸が出てきたので、県が海岸事業で消波ブロックを設置した残骸だろうと推測される。

矢板に関しては、当時埋め立てをしていた写真などが少し見つかったが、土を入れるために仮締め切りの矢板を打っており、その矢板が出てきたということで、両方とも県が行った事業だと推測される。

宮本しづえ委員

県の埋立事業でそういうことが行われたと思うが、その請け負った事業者に瑕疵はなく、それはあくまでも発注者の県の責任ということか。

港湾課長

20数年前であり、書類等がいろいろ残っていないが、恐らく埋め立てのため海岸の消波ブロックを撤去するときに、残骸が砂の中に埋もれてあったのではないかと推測、判断され、事業者がどうこうということではないと考える。

亀岡義尚委員

今だいろいろな残骸等はきちんと決められた場所になど法律があるが、当時は全く法律がなくて、どこに埋めても構わなかったのか。

港湾課長

先ほども述べたとおり、海岸事業で消波ブロックを置いており、埋め立てをするときに消波ブロックは全部とったと思う。ただ、砂浜の中に埋もれたものや破損したものは見つけられなかったのかはわからないが、そういったことで結局残ったのではないかということと、仮締め切りに関しては、埋め立てをするために矢板を打たなくてはならないので、その矢板が残っていたことになる。

宮下雅志委員

土12ページの道路橋りょう維持費について聞く。今回6億8,244万5,000円の増額で、そのうち除雪事業が県単と交付金を含めて9億3,000万円の増額とのことである。

私は会津に住んでいて、雪の量等を含めて、ことしはそれほど多い年ではない印象であったが、当初予算の時点と比べてどういった除雪状況だったのか。例えば出勤基準が下がったこともあり、あとはやはり地元の除雪業者をきちんと守っていかなければならないということで、南会津町などでも待機に新たに費用を出す動きなどがあったりして、その辺も含

めての予算組みであったと思うが、それに対して9億3,000万円程度が不足する状況について説明願う。

道路管理課長

委員指摘のとおり、除雪費の所要額については、除雪体制を強化したことがあった。早く出ることと、諸経費や単価などを実態に合わせて十分に見ている。まずそういった部分の上昇があるが、それに加え、ことしの1月10日～2月10日に、この10年で最大の降雪深373cmということで、特に南会津、喜多方西部を中心に会津地方で大量に降り、除雪出動している。また、警報が1カ月間で3回出ており、さらに最低気温が平成26年の大雪のとき並みに低かったため、凍結防止剤の散布量が多くなったこともある。トータルでは平年並みであるが、非常に多く降ったということである。

宮下雅志委員

降り方ということであると思う。今回市内なども含めて除雪の状況を県道を中心にずっと見ていたが、非常によかった。除雪の待ち場なのかはわからないが、その辺何か気を使った点などがあれば聞く。

道路管理課長

委員指摘のとおり、確かに平成26年2月は大きな渋滞が生じたりしたので、その後除雪のアクションプランを見直し、早く出たり、除雪機械をふやしたり、スタック箇所をライブカメラで早目に把握するといったこと、それから、豪雪時には、交通どめをして集中除雪をやるといったことを会津縦貫北道路などで行っている。具体的な取り組みや改善を進めているが、やはり地域住民の理解と協力を得ていることも大きな要因である。

宮下雅志委員

雪国に住んでいると、除雪は何cmと決まったところでやるが、やはり一番重要なのは排雪である。日常生活に支障なくやるためには、道路の幅をきちんと確保していく排雪が非常に重要であると思っており、皆からすれば足りなかったとの思いもあるかもしれないが、ことしはそれが割ときちんとできていた印象がある。雪の降りぐあいは予測がなかなか大変だと思うが、住民生活に支障のない形でぜひ今年度のような対応を願う。要望である。

宮本しづえ委員

流域下水道の関係で、汚泥処理に思ったより経費がかからなかったとのことであるが、原因はどのように見たらよいか。それぞれの自治体の下水道の加入戸数が思うように伸びないのか、1戸当たりの使用水量が思ったより伸びないのか、もっと別な要素があるのか、この辺の原因についてどのように分析しているか。

下水道課長

流域下水道の維持管理費が今年度減額しているのは、処理場の電気代の減額や汚泥量の減少などに基づくものである。

再生復興分の放射能汚泥対策については、県中であるが、仮設焼却の運転経費の減額や汚泥を保管しているテント、保管費用といったものが少なく済んだ形の減額に基づくものである。

宮本しづえ委員

使用水量や加入戸数が思ったより伸びないといった原因は余りないと考えてよいか。

下水道課長

毎年度その見込み量をつくって予算を組んでいるが、その中で先ほど述べたように、電気や実際の経費が安くなるとい

った形での減額となっている。

宮本しづえ委員

それぞれの加入世帯の状況ではなく、あくまでも処理場の中の問題とのことである。

それぞれの処理場の汚泥の放射能の状況は、今どのような水準にあるのか。

下水道課長

流域下水道における下水汚泥については、平成28年12月時点で、県北浄化センターでは最大で82 Bq/kg、県中浄化センターでは最大で127 Bq/kgである。そのほか二本松、田村については、もっと低い。

宮本しづえ委員

この数値だと、基本的に放射能の管理は、ほぼもう8,000 Bq/kg以下なので普通の汚泥と同じような管理でも対応できる状況になってきていると理解してよいか。今どこでどのように処理しているのか、放射能対策について聞く。

下水道課長

今現在の下水汚泥放射能対策事業であるが、平成28年度は、県中浄化センターでは仮設の焼却施設により焼却し減容化して保管している。県北浄化センターでは仮設の乾燥施設で乾燥したものを全て場外に搬出している。県北については、仮設乾燥施設の撤去が今後出てくる。

宮本しづえ委員

県中浄化センターだけ減容化施設で焼却しており、濃縮されると思うが、県中浄化センターの焼却、減容化後のベクレル数はどれぐらいになるのか。

下水道課長

減容化後の汚泥については、県北では乾燥させているが、基本的に8,000 Bq/kg以下であり、全て搬出は終わっている。県中でも焼却灰などについては8,000 Bq/kgを超えるものと超えないものが、その時期によってもいろいろあるので、その中で変動している。8,000 Bq/kgを超えるものもある。

建築住宅課長

先ほど宮本委員から復興公営住宅について、避難指示が解除され、避難者ではなくなってしまった方に対する拡大の話があったが、これについては土木部だけで対応する問題ではなく、制度の根幹にかかわる問題なので、避難地域復興局、復興庁及び国土交通省とよく調整しながら進めていきたい。よろしく願う。

(3月 9日 (木))

宮本しづえ委員

最初に、土木部全体の職員体制について、現在数及び派遣職員数との関係で新年度はどのようになるのか聞く。

部参事兼土木総務課長

今年度の定員は1,294名であり、来年度は1,281名で、13名の減となる。中身としては、整備の進んだ復興公営住宅関係

で建築職の4人と退職不補充の技能労務職の6人で大部分を占めている。自治法派遣職員については、まさに今最終調整段階である。今年度の土木職は55名であり、来年度に向けて50人程度を要望していたが、それは少し下回る状況である。

宮本しづえ委員

復興関連の事業費そのものが減ってくることはあると思う。

昨年3月1日現在の長期療養者数を聞いた際は34人との答弁があった。その中で精神科関係での休職者は29人との話を聞いており、だんだん人数がふえてきているかもしれないとの心配がある。全体的にまだまだ人が足りない状況には変わりはなく、復興もまだ長期的にかかる。もう少し長期的に見て、派遣職員に頼るだけではない本県の土木行政をどうするのか、公共事業の新しい技術的なものも含めてのインフラ維持管理の検討という新しい課題もこれから出てくると思うので、そういう点での職員体制、技術職をしっかり確保していく観点は大事だと思っている。全体の定数そのものを減らすのではない対応の仕方が求められているのではないか。

ちなみに、ことしの3月1日現在の長期療養者数はどうなっているか。

部参事兼土木総務課長

30日以上のお暇をとった職員は先週末現在で41名であった。ただしこれは、内臓疾患といったものも含めての長期休暇であり、このうち精神疾患に限っては35名である。これは年間の累計であり、先週時点で現に休んでいる方は11名である。

宮本しづえ委員

単純に数から見るとふえていることになってしまう。時間が経過するにつれ、緊張状態や長時間労働が長期に続くことによって職員の健康状態が悪化することは当然考えられるので、そういう意味でもしっかり対応する必要があるのではないか。

そのこととも関係するが、昨年の当初予算審査のときにもコンストラクションマネジメント（以下「CM」）業務の委託が相当あった。新年度の債務負担行為の中にも相当出てきており、県職員だけではやり切れない部分を民間に委託して負担軽減を図るとのことであった。こうせざるを得ない局面がまだまだあることは理解する。しかし、そういう技術的なことも含めてできる職員を同時に育成する観点が必要ではないかと去年も述べたつもりであるが、新年度も新たにかんりの事業でこの委託が出てきているので、この点はどのように見たらよいか。新しい事業が減っていくので職員を減らすと言いながら、実際は新しい業務委託がふえていく関係をどう見るかの点で、この職員体制の考え方について聞く。

土木企画課長

今、いわゆる我々プロパー職員やCM職員といったいろいろな職種の方がいる状態であり、それをどのようにうまく使い分けていくかであるが、まず新採用職員、自治法派遣職員については、災害現場の監督業務を担ってもらっているため、即戦力になれるよう研修の充実を図っている。計画、設計、特に最初の大まかな設計をして各機関との調整に必要なものは何かといった事業の全体的な調整をCM技術者に重点的にお願いしている。この方々は民間企業のノウハウを持っているので、我々の仕事を十分補佐してもらえと思っている。

昨年度に引き続き今年度も議案を提出しているが、昨年同様、体制に組み入れ効果的に活用することで、その組み合わせにより事業をきちんと進めていく体制をつくっていききたい。さらに、いろいろな職種の方が入るとマニュアルの整備などが重要となってくるため、書類の簡素化、電子化によるミスの軽減も一方で図りながら、必要な執行体制を確保していきたい。

宮本しづえ委員

単純に考えて、復興公営住宅部分の職員が減るので、その分は別な事業に当たれるようこの中で職員を回して、なるべく外に委託する部分を少なくすることも含め、職員体制のあり方を検討したほうがよいのではないかと。発注した公共事業がきちんと適正に行われているかを民間とは違う視点でしっかり監督できる体制を県庁の中に構築しておかなければならないのではないかと。行政としてはそういう役割があると思う。この部分が終わって事業が減ったから職員を減らしてもよいという単純なこのやり方自体がどうなのか。結果的に外部委託がどんどんふえていくこの体制のあり方そのものが少し違うのではないかと。

そこの私の捉え方が違うならばそのように説明してもらえればよいが、私は県庁の中でそういう専門的な技術者をしっかりと育成してほしいとの思いがあり、安易に定数を減らすのはどうかという問題提起をしている。その関係で、こういう定数管理やCM事業の業務委託をどう関連づけて考えていけばよいか整理して説明願う。

部参事兼土木総務課長

定数の話で言えば、全体の定数管理の中で、土木部でこれだけ必要ということになっている。復興事業はまだ続いているため、土木部としては当然必要な人員を総務部に要求するが、全体の採用の関係などで中には要求どおりにならないこともある。引き続き必要な人員を総務部に要求していく姿勢には変わりはない。

その上でのCM業務との関係である。CM業務は、人員の不足する部分を民間の方々に手伝ってもらう面ももちろんあるが、そのほかに、非常に高度な業務について、即戦力として民間のノウハウを使う側面が大きい。復興・創生期間に限っては、そういった力をかりながら円滑にできるだけ早く復興事業を進めることでCM業務を取り入れているため理解願う。

亀岡義尚委員

民間企業では改正高年齢者雇用安定法が平成25年4月から発効となり、雇用の仕方について、定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入の3つからどれか選ばなくてはならないこととなっている。先日の代表質問で、県職員全体も1歳ずつくらい上げていく時期ではないかと述べた際、国家公務員が上がらないと地方公務員は連動しない法律があるとのことだった。

土木部においても技能のある職員について、60歳になっても恐らく継続雇用の部分で任用していると思うが、その人数はどのくらいか。

部参事兼土木総務課長

再任用には、一般の我々と同じようにフルタイムで働く職員、5分の4という1週間の5日のうち4日だけ働く職員及び半分だけ働く職員がいる。

今年度の数は、事務、技術職員を含め、フルタイムは18人、5分の4は64人、2分の1は12人である。

亀岡義尚委員

土9ページの土木部ICT推進事業で、来年度からドローンが配置されることになっているが、免許は必要なのか。素人でも何でもできると思うが、運用規程などは考えているか。また、どのようなところに配置するのか、概要を聞く。

技術管理課長

ドローンの操作に当たっては、ドローンを購入するとそのメーカーごとの講習を受ける形となる。県としてはライセンス制度を考えており、3名体制でドローンを飛ばして安全性を確保することで操作研修を実施していきたい。民間のドローンメーカーやドローンを飛ばす団体でもそのような研修制度を実施しており、国では優良な研修、講習を認定する方向

性も出ているので、県としても、それを活用できれば県のライセンス制度と一体的に取り組んでいきたい。

ドローンの配置については、今4機の購入を考えており、当面はいわき建設事務所、県中建設事務所、県北建設事務所、会津若松建設事務所の中、浜、会津にバランスよく配置したい。

亀岡義尚委員

ライセンス制度というものを初めて耳にした。どこでライセンスを出してくれるのか。今の話だと県で出すと認識したが、ライセンス制度について聞く。

技術管理課長

ドローンのライセンス制度については、国土交通省九州地方整備局でドローンを活用しての災害対応を行っている。そこでライセンス制度を実施しており、それを県のライセンス制度に取り入れたいと考えている。今後研修内容等の情報を仕入れ、県のライセンス制度として実施していきたい。

次長（企画技術担当）

委員指摘の免許というものはない。今課長が説明したライセンス制度は、県としてより安全性を高めるために、使用する職員にライセンスを与える形で運航規程をつくっていききたいという独自の規定である。

宮本しづえ委員

県がライセンスを与えるという意味で公的なものではないのか。

次長（企画技術担当）

あくまでも土木部内のライセンス制度であり、部内の機種を運転するためにライセンス制度をつくり、誰でもがそれを飛ばす形ではなく、きちんと講習を受けて法規を理解した者が運航することを考えている。部外に貸し出す場合も部のライセンスを取ってもらうことを考えており、あくまでも土木部で導入した機種を操作するためのライセンスという取り扱いである。

宮本しづえ委員

確かにドローンの機種によって操作方法が違うため、4機同じ機種を買うか別々の機種を買うかによって操作の仕方がまるっきり変わり、ライセンスも変わってくると思う。先ほど3人体制との話があった。3人だがドローンは4機買うとのことなので、この4機と3人の関係はどのように考えたらよいか。

技術管理課長

3人体制は、ドローンを飛ばす場合の操縦者が1人、災害情報の収集のためビデオなりカメラなりで空撮するが、そのカメラを操作する者が1人、周りの安全を確認する者が1人である。最後の1人は、例えばドローン操作やカメラ操作中に周りから危険が来たときのために監視する形を考えている。各事務所に配備するが、その1機を稼働する際には3名をつけて操作する形である。

ライセンス取得については、土木部として設定するライセンス制度であり、講習を受けないと飛ばせないため、県内の各建設事務所や出先機関の職員に受講してもらい、受講者が飛ばす資格を持つ状況となる。

宮本しづえ委員

職員は異動するが、ライセンスを持つ人も別な機種であれば違った操作が必要となるため、基本的に4機は同じ機種で整備するのか。また、機種はどのように選定するのか。

技術管理課長

機種の選定に当たっては、機種の性能があり、例えば1回当たりの飛行時間が20分弱のものや40分くらいのももある。機種を余り大きくすると煩雑化するため、ある程度その性能に応じて機種を絞り込んでいきたいと考えており、余りふやしたいとは考えていない。ただ、大規模災害のときに、例えば1回当たりの飛行時間が40分間確保できるものがあれば欲しいとの考えであり、全てそれを確保しようとする高くなってしまいうため、性能に応じてバランスよく価格も考えながら選定したい。

今井久敏委員

ドローンはバッテリーやガソリン、ケーブルがついていて電気で長く飛ばせるものなどいろいろな機種がある。当座考えているのはどのようなタイプのものか。

技術管理課長

例えば長時間飛べる機種についても選定しており、汎用性のある機種としたい。

亀岡義尚委員

大災害が発生したときにドローンが出動すると認識した。何kmくらい飛ぶのかドローンの性能はわからないが、職員が危ないところに行くことに伴う身の危険などはないのか。

技術管理課長

これまで新潟・福島豪雨や関東・東北豪雨、平成10年には福島豪雨があったが、大規模災害時は、近くまで行って被害箇所を全て把握するには危険が伴い、かなり時間がかかっていた。車で行けない状況もあるので、今回はそれを解消するため、ドローンであれば、被災箇所の近くまで行きルートを設定すればその箇所の被災状況を把握でき、人命に対する危険性はなくなるということでドローンを活用する。

遠藤忠一委員

危機管理部でも消防団へのドローン配置などを考えているようであるが、その運用について、土木部として4地区に配置する以外に県全体で活用する場合のさまざまな部署との連絡調整が必要ではないか。その辺についてはどうか。

技術管理課長

平成29年度は4機配備するが、今後は29年度の活用状況を踏まえ、各出先機関にどこまでふやしていくかを検討していく必要がある。当面は4機であるため、各振興局とも連携しながら、あと8建設事務所があるので、こちらとも連携して災害発生時の初動体制がとれるよう対応していきたい。

宮本しづえ委員

新年度の予算で、避難地域の建物の状況調査に対して補助する制度が予算化されている。避難地域の住民が安心して戻れる条件整備を進める意味で重要だとは思いますが、これは市町村が実施したものに対して補助をする考え方の方である。実施主体は市町村でもよいが、どのような調査をして、その先それがどのように住めるところまでの支援に結びついてい

くかが非常に重要である。もう少しその中身を詳しく聞く。

建築指導課長

ふるさと帰還に向けた住宅調査支援事業の概要については、避難者の住宅再建、帰還の促進にあわせてまちの活気を呼び戻すために避難指示を受けた市町村が行う住宅の建物状況調査に対して補助金を交付するものである。原子力災害によって長期に空き家となっている住宅は、予想外のふぐあいの発生が考えられるため、建物の基礎や雨漏り、劣化の状態等を調査し、現在の状態や修繕箇所を把握する中身である。この調査により、リフォームする場所や費用の概算といったことが把握でき、帰還に向けた諸準備を計画的に進めることができるため、帰還に結びつくものと認識しており、帰還という大きな課題に対する市町村の取り組みを支援していくものと考えてこの予算を計上している。

宮本しづえ委員

戻るに当たっての事前の条件整備は非常に重要である。自分の家が住めるかどうかを住民が判断し、住めない、もう解体するしかないものについては既に解体の希望をとって、解体が始まっている。避難地域の中で、既に解体の受け付けを終了した市町村もある。今、市町村が実施するとのことであったが、やはりこの家に住むのは難しい、解体するしかないとの判断になったときに、既に市町村では解体の受け付けが終わっているとなると、この先どうしたらよいかという話になる。しっかりとその先まで見越しての支援を考えないと、単にあなたの家は住めないという話だけになりかねず、全然希望にならない。それなら戻れないことを決定づけることにもなりかねないので、そこをしっかりとフォローすることもあわせて考えないといけないのではないか。

私は本会議で、避難地域での解体の進捗状況について約半分ぐらいと述べたが、もう申請の受け付けが終わっているところがかなりある。これから避難解除される浪江町、双葉町、大熊町や富岡町は恐らくまだ受け付けを終了していないと思うが、それ以外のところはほとんど受け付けが終わっている。実施主体は環境省であるが、環境省との関係でも、ほぼこれでいくこととなっているようである。そのときに、住宅の点検、診断をして、やはり解体だとなったときに、どう支援していくかについてしっかり国とも連携していかなければならないし、これは一つの町の問題だけではないので、そこに県がしっかりかんで、その先までのきちんとした支援を考える必要があると思う。そこまでしっかり見越してこの制度設計をしたのか。

建築指導課長

委員指摘のとおり、今回の調査の結果として住むことが難しい住宅がある可能性は否定できないが、このような調査は、今避難している方々がどこに恒久的な住まいを求めるとかの判断材料としては十分有効と認識している。

一方で、住めなくて解体するときである。委員指摘のように本会議では生活環境部で対応していたが、我々としてはその環境省が行っている半壊以上の住宅については解体というところで、一つの支援としてはそちらの方向かと思っている。そこで既に支援が終了している市町村については、我々土木部としては生活環境部と協議をしながら進めていくしかなく、あくまでも今後の恒久住宅をどこに求めるかの判断材料として調査をする市町村を支援していきたいという事業である。

宮本しづえ委員

事業の発想そのものは非常に重要であり、それはあったらよいと思う。しかし、その先までしっかり考えて支援していくことで初めて、本当の意味での帰還にも支援にもつながるという視点で、改めて国や市町村としっかり協議してほしい。1回受け付けを終えたところでも、申請を再開した自治体もあった。何も1回で終わりと決まっているわけではないと私は思っている。だから、県がこういう制度をつくって、市町村と一緒に、本当にだめなところについては、きちんと解体も含めて支援していく枠組みをつくってもらうことで、本当の意味でどこに生活の拠点をつくったらよいか

判断できる支援、ぜひそういうものにつなげてほしい。

今述べたのは解体であるが、解体するまでもないものの、直さないとだめなものもある。避難地域の場合は財物賠償や住居確保損害賠償もあるので、比較的そういう意味では再建の財源が全くないわけではないが、それでもやはりかなり個人差もあるので、せめて住宅リフォームが必要な世帯については何らかの支援を考えていくことも検討すべきではなかったか。そのあたりについて検討した経過はあるか。

建築指導課長

そこについても今話のあった東京電力の賠償で措置されるものと考えており、あくまでも今回の事業化に当たっては、リフォームをするか、建てかえるか、または恒久住宅をどうするか判断材料のための調査である。解体についても先ほどのとおりであり、建てかえリフォームについては東京電力の賠償によると考える。

宮本しづえ委員

賠償がある地域についての事業だと思う。その賠償の中で何とかなるだろうということかもしれないが、どちらにしても被災者、被害者であるため、そういう支援も含めて検討したらよいのではないか。実施は市町村なので、その状況調査をやるのも市町村になると思うが、そこは少し心配である。今市町村は、帰還に向けてのさまざまな体制を整えなくてはならず、これから業務が集中して出てくる。だからなるべく市町村に負担をかけないでやることができないかも検討する必要があるのではないか。市町村はどのような体制でやろうとしているのか、県はどのように把握しているか。

建築指導課長

この調査は、市町村職員がみずから行うことは想定していない。市町村で県の補助金や自前の金等も含めて一定の技術者に委託して調査を行うことを想定している。現在のところ、国土交通省が住宅瑕疵担保責任保険法人を指定している。あわせて、国土交通省の告示に既存住宅状況調査技術者講習というものがある。その法人なり講習を受けた方なり、その辺の技術者を活用して市町村に委託してもらうことを想定している。

宮本しづえ委員

その委託先になると思われるところで、実際に調査に当たれる人は県内で何人ぐらいと考えられるか。

建築指導課長

県内の人数は把握していないが、技術者講習等は今後も行われ、建築士であれば講習を受ければ登録される制度であるため、今後ふえていくことが十分想定される。法人も一つの会社であるため、そこにそういった技術者が十分いると思っている。

今井久敏委員

土92ページ、逢瀬川の河川改修で債務負担行為があったが、2011年9月に逢瀬川の越水があった。ちょうど私は現場に居合わせて土のうを積んだため非常に思い入れがあるが、詳細計画の部分と、恐らく郡山市の下水道との接続があるので、この辺の連携が今どうなっているかも含めて詳しく説明願う。

河川整備課長

今回の2億5,000万円は、大窪橋の橋梁かけかえ工事について債務負担行為で計上している。逢瀬川については、大窪橋が完了すれば、そこからまた上流に向かって咲田橋まで築堤を進めたい。下水との関係などは説明会でも話が出ており、

その辺は郡山市と調整しながら今後進めていく。

今井久敏委員

かけかえ部分の話であったが、今ある大窪橋は、多分築堤と一緒に計画されて撤去されると思う。その辺の考えを聞く。

道路整備課長

荒井郡山線の大窪橋については、道路管理者と河川管理者で金を出し合って新しい橋をつくる予定であり、旧橋については撤去する計画である。

宮本しづえ委員

土砂災害防止法に基づく基礎調査が必要な箇所が7,867

カ所あり、調査を行ってきたと思う。平成28年度末の到達と29年度の計画で大体何%ぐらいになるか。

砂防課長

基礎調査の平成28年度の進捗状況をまず説明するが、基礎調査結果の公表の進捗状況と法指定の状況の2種類がある。

28年度の最新は2月末の状況であり、ホームページ等にも公表している。基礎調査結果の公表については、2月末時点で今年度919カ所の公表を行い、累計で全体の7,867カ所のうち4,546カ所、割合にして57.8%となっている。

法指定の進捗状況については、これも2月末の進捗状況であるが、今年度234カ所の新たな指定を行い、累計で3,036カ所、割合にして38.6%となっている。まだ今年度はこれからあるので、今も指定の手続を進めている。

29年度については、予算ベースの進捗状況で未確定の部分があるものの、当初予算で4億380万円を計上しており、この予算により、1巡目の基礎調査、全体の約7,867カ所分の約96%の予算が確保され、目標である31年度の基礎調査結果公表完了に向けての十分な予算が確保できている。

宮本しづえ委員

新年度末で96%まででき、平成31年度までには十分に終了できるとのことである。基礎調査が終わり、その先の指定をどうするかである。この進捗がやはりなかなか難しく、進まない。これは何が一番問題で、どのように進捗させるかも非常に重要だと思うが、この点についての新年度の取り組みはどうか。

砂防課長

法指定に向けては、基礎調査結果の公表後に市町村と連携しながら地元への説明会を実施し、その後市町村の意見を聞いた上で法指定をすることとなる。先ほどの平成29年2月末の数字にあったように、なかなか法指定が進まない部分については、広島県の土砂災害などの事例を踏まえ、地元丁寧に丁寧な説明を行いながら理解を得て法指定を進める。行政側としても、7,867カ所の残りの部分の説明をしていくとなるとなかなか大変な部分があるため、1地区1地区説明するのではなく、大字単位で説明するなどといった方法により、計画的に説明会の日程を考え、法指定がスムーズに進むよう進めていく。

宮下雅志委員

土10ページ、福島県建設業振興事業の950万円について、協議会やシンポジウム等を開催するとの説明であった。部長説明の中に、建設業の振興についてということで、1月の福島県建設業審議会からの答申を踏まえてアクションプランを策定し、このプランに基づいて、建設業が地域を支え持続可能な活力ある産業となるよう産学官連携しながら取り組むと

いった新たな基軸が示されている。

恐らく復興需要がこれからどんどん鎮静化していく中で、先日も除雪の話をしたが、地域の災害対応などの危機管理部分を担う建設業ということ地域でしっかりと定着させなければならず、仕事が減ってくる中で建設業の確保が非常に厳しい状況になっていくと認識している。その中で地域の建設業を守っていく、振興を図っていくという大きい考え方について、その審議会等の答申も踏まえ、今までどういった形で整理してきたか。

建設産業室長

まず答申の大きな柱として、建設業の技術力、経営力の強化と建設業の担い手の育成・確保及び社会資本の適切な維持管理更新への対応の3つがあり、今後復興が終わった後は、整備ではなく維持管理が主体になってくるため、この柱について審議されている。これに加え、行政がその中でどのようなことをしていくべきか、行政の取り組むべき施策についても提言されている。

具体的には、建設業の技術力、経営力の強化については受発注者の技術力の向上や情報のわかりやすい公開が、建設業の担い手の育成確保については建設業の魅力の発信や就業者の処遇改善が、維持管理更新への対応については産学官が連携した議論の場や体制づくり、新技術や新工法のICTの活用などが必要であるとの答申であった。また、行政の取り組むべき施策としては、技術研修の実施や積極的な広報、現場見学会の実施、情報発信の強化などを実施すべきとの提言がなされている。

そのような形で、それを具体的にどのように進めていくか、現在県全体、全部局、警察、教育委員会も含めた庁内の連絡会を開いて、アクションプランの策定を進めている。

宮下雅志委員

ずっと前から感じているが、発注の仕組みをそろそろきちんと整理して考える必要があると思う。発注者側で積算をしっかりとすると、公正な仕組みでしっかりとした価格が積算されて出てくる。発注する側にしてみれば、きちんと発注してあれば、それが例えば100%であっても、それはそれでしっかりとした工事が完了でき、それでよいというのが基本的な考えだと私は思っている。その中でさらに10%、20%安い値段でというのは税金を使うことの宿命で、低価格になればそれだけ税金が有効に使われることに結びつくため、恐らく今までそのような流れになってきたと思う。発注者側にきちんとした積算能力があり、それに対して公正な仕組みでそういった形ができればよいが、建設業を維持する上で、発注の仕組み自体もこれから検討せざるを得ないのではないか。その辺の審議会等の流れはどうか。意見等は出ているか。

建設産業室長

確かにそういった入札制度や適正な設計価格などについても提言を受けている。それについてはすぐに結論は出ないが、今後県の内部で関係部局と調整しながら進めていく。

宮下雅志委員

その辺も踏み込んで考えていく時期に来ていると認識しているため、ぜひ検討願う。

宮本しづえ委員

建設業関連の人材をどのように安定的に確保するかはどこでも重要な課題となっており、この間の土木委員会で視察した熊本県や長崎県でも建設業協会と一緒にあってさまざまな取り組みを行っていた。そこで私が感じたのは、建設業の仕事そのものが長らく3Kの職場のイメージから抜け出していない問題が一つあるのと、多重下請構造の中で、末端の作業員の雇用条件が果たしてどこまできちんと保障されているのかが非常に曖昧になっており、不明な部分が大きいことも非

常に大きい要素としてあるのではないかということである。だから、せっかくこれからアクションプランをつくるのであれば、一緒になってその改善をしっかりと図っていく観点が重要ではないか。

その一つの方法として、公契約制度でその末端の歩どまりで作業する人のきちんとした雇用条件を確保する保証があって初めて安定的な人材確保につながっていくと思っている。そういうものも重要な課題として位置づけて、ぜひ計画づくりに生かしていくべきと思うが、その辺の検討状況はどうか。

建設産業室長

委員指摘のとおり、確かに3Kのイメージがどうしても拭えないところがあるので、建設業の現状が改善されているというPRは非常に大事である。それについては、予算には計上されていないが、建設業協会で新年度からの取り組みとして、ウェアラブル端末のカメラを現場の方の胸に装着し、実際に作業しているところや現場に行ったときの映像を撮影して配信する取り組みが始められると聞いているので、そういったことを県のホームページで連携して情報発信の助けができればと考えている。

処遇の改善の点で、公契約制度については我々は答える立場にはない。非常に難しい問題であり、県としても担当部局でいろいろ考えており、土木部で所管していないため、具体的にこの場では答えられない。

亀岡義尚委員

先ほどの宮下委員の関連で聞く。土10ページの福島県建設業振興事業で、担い手の確保として技術の発信をいろいろ行っていくと説明があった。我々も委員会として大きな災害現場を学びに熊本方面へ行ってきたが、大型の重機が無人でコントロールされ工事しているのを見た。私も今回代表質問の機会があり、それについてやりとりをした中で、私の地元の桑折町では、県内で唯一大規模な事業で無人の機械が動いていると聞いた。私も地元の新年会などでそういった紹介をしながらぜひ見てほしいと述べると、子供たちは近隣の視察に行ったとのことであった。これはすごく大事なことである。熊本などでは高校生でも大きな重機を動かすことができるといった説明もあり、IoTの時代だと今回いろいろ質問が出たが、物のインターネットは実は建設業が一番進んでいると別の方から聞いたりもした。

この事業で担い手の確保をするとのことで、先ほども話が出たように3Kでいろいろ条件整備をしているようだが、なかなか女性も進出しにくく、担い手にはやはり幼少期、小中高あたりからそういった現場を見せたりすることが大事ではないか。建設業支援事業費に教育委員会と連携して幼少期からそういった形で取り組むことなどは含まれているか。

建設産業室長

今回新規で予算計上している福島県建設業振興事業の一つのメニューとして、小学生を対象とした現場見学会の実施を入れた。その中で、現場が始まったばかりの部分や実際に工事が動いているところ、完成間近の現場など段階段階のところを小学生に見てもらい、建設業はこのようにすごいことをやっていると感じてもらうことが、その子供たちが工業高校や農業高校などの建設業にかかわる高校や大学に進学して建設業に就職してもらおう下地づくりになると考える。

宮本しづえ委員

土32ページの復興祈念公園整備事業について、隣にアーカイブ拠点施設ができ、隣接して公園がつけられると思うが、この公園とアーカイブ拠点施設の一体的な整備の全体像について、どのように連携しながら整備を図っていくかがよく見えないので、それぞれどのような機能を持たせるのか、そのあたりを聞く。

まちづくり推進課長

復興祈念公園とアーカイブ拠点施設の関連について、復興祈念公園の場所はこれから区域を決定していくが、委員指摘

のとおりほぼ隣接する形で考えている。

機能的には、アーカイブ拠点施設は現在基本構想策定中であるが、原子力災害に関する展示などによる情報発信、災害の記録や資料の収集保存、災害の教訓を伝えることで、未来の安全につなげる研修、人材育成、調査研究等を機能として有すると聞いている。復興祈念公園は主に公園なので、野外において大震災の被害やその津波の高さを実感してもらい、そうしたことを伝えるとともに、利用者が震災の教訓を学ぶことができるフィールドを設け、震災の記憶と教訓を伝承することなどによって、互いに連携、補完しながら進めていきたい。

宮本しづえ委員

継続して公園を利用してもらって活用の方を考えた方がいいと思う。先日、吉野ヶ里歴史公園を調査した。それは歴史公園であるが、子供たちを遊ばせる施設を併設することでそこに人を呼び込むことを考えていた。一度来て、「ああそうか」と言って終わりにもなりかねない。整理の仕方はなかなか難しいと思うが、こういう公園をつくる時には考えなくてはならない観点であると思った。それは検討してもらえればよい。

次に、土35ページの「来て ふくしま 住宅取得支援事業」は、福島に住宅を取得したいという他県からの人を支援するものと考えてよいか。基本的なたてつけを聞く。

建築指導課長

県外から県内への移住を促進するために、市町村が実施する良好な住宅取得支援事業に対して補助金を交付するものである。県外からの移住者に対する支援となる。

宮本しづえ委員

県内で若者をどうやって定着させるかという観点の政策がもっと必要だと思っている。外から呼び込むことを否定するわけではないが、もっと県内の人たちを優先的に支援することを考える必要があるのではないか。

土36ページの移住促進仮設住宅提供事業は、仮設住宅を活用した定住促進のための事業であると思うが、今のところこれをやりたいと言っている市町村はどれくらいあるか。

建築住宅課長

この制度を立ち上げるに当たり、アンケート等を実施して意向確認したところ、現時点で要望するところが2市町村ほどある。市町村名については、まだ上局まで調整がとれていないため公表を控える。

宮本しづえ委員

仮設住宅を今後どう使っていくかの一つの形態だと思う。先日の質疑で、現在の仮設住宅の管理戸数は1万5,461戸との報告があった。この仮設住宅には、(一社)プレハブ建築協会からリースしているものと県がつくったものがあると思う。これから活用するのは恐らく県がつくったもので、それをどう活用するかだと思うが、今のような事業で活用が図られるとは思っていない。今年度の仮設住宅で実際に再利用できるものは、県がつくって管理している住宅の中ではどれくらいか。

建築住宅課長

委員指摘のとおり最大で1万6,800戸の仮設住宅をつくったが、その中で約1万戸が(一社)プレハブ建築協会によるものである。そのうちリースのものは3,300戸程度である。1万6,800戸から3,300戸を引いた残りは県が買い取っているため、再利用は可能である。

宮本しづえ委員

リースも含めて、今年度中に実際にはもう使わなくなるものが相当出てくる気がしているが、新年度でどれぐらいの集約、解体を考えているか。

建築住宅課長

ことし3月末になると、地震、津波の市町村の仮設住宅の供与期間が終了するので、先日説明したように1月31日現在で1万5,461戸を管理しているものが、平成29年末で約8,400戸程度に撤去等が進むと考える。

宮本しづえ委員

地震、津波のいわゆる特定延長だと思うが、特定延長は今年度末で終わりか。

建築住宅課長

地震、津波分の特定延長については、今のところは今年度1年間の延長であるが、その後については避難地域復興局で検討され、土木部ではまだどのようなようになるか情報収集していない。

宮本しづえ委員

今年度1年とは来年の3月までという意味か。

建築住宅課長

特定延長する理由があるため、明け渡しの時期は、個人個人によって来年の3月までになるか、それもよりも早くなるかは異なるが、県と1年間の特定延長を取り決めていると考えられる。

宮本しづえ委員

その事業によって、今の時点では最大来年の3月31日までは延長できると理解してよいか

。

矢吹貢一委員長

これは土木部で答えられるのか。避難地域復興局の所管ではないか。

建築住宅課長

委員長指摘のとおりであるため、土木部では答弁しかねる。

大場秀樹委員

再三担い手不足と言われている。特に今建設ブームで、東京オリンピックも控え工事がたくさんあり、材料費も上がっている全国的な流れの中で、例えば142ページ以降の契約方法は随意契約となっている。契約方法の是非についてはないが、むしろ入札をしてもなかなか応札する建設会社が大変であるためこのようになっているのか。入札の状況と、これは震災や復旧に関係なく、海岸や河川の工事がとても難しくもともと技術的にできる会社が少ないためにこのような契約となっているのか。

河川整備課長

土142ページの工事請負契約関係についてである。震災以降これまで、大規模な災害復旧で緊急を要するものは、一般に公募して契約する公募型の随意契約の方法で行っている。迅速性や透明性、公平性、競争性を保ちながらこれまで実施してきたが、平成28年度より原則廃止となった。ただ、緊急を要するというので、避難指示解除準備区域内や居住制限区域内の東日本大震災で被災した施設については28年度以降も継続できるため、今回、土142ページのものは随意契約で実施している。

宮下雅志委員

土35ページの空き家・ふるさと復興支援事業の1億2,649万2,000円について聞く。これは一部新規で昨年も空き家活用推進費として出ており、改修や市町村が行う実態調査に対して補助するものであったが、今回、一部新規の内容はどのように変わっているか。

建築指導課長

一部新規の内容について、移住者で子育て世帯の方が県内の空き家を買ってリフォームする場合、今まではリフォーム代の2分の1かつ150万円が上限で、そのほかに40万円の清掃費を加えた190万円が上限であった。平成29年度からは2分の1かつ210万円の上限に40万円を加えた250万円を上限とするもので、移住者のうち子育て世帯の方を対象に上限を60万円アップした内容である。

宮下雅志委員

補正予算は確認していないが、当初予算レベルでは昨年1億530万円であり、子育て分で事業規模としては2,000万円程度の上乗せということか。

また、昨年の執行状況は予定どおりであったか。

建築指導課長

昨年度の当初予算と比べると、今の60万円の増加分を20戸見込んだことにあわせ、昨年度当初は50戸としていたトータル戸数を10戸足して60戸としており、それらを合わせた3,100万円、おおむねその部分がリフォーム分としては増加している。

利用状況については、平成28年度は54件の利用があり、今年度はそれで終了である。

宮下雅志委員

同じく土35ページの福島県多世代同居・近居推進事業は平成28年度から始まったもので、28年度は4,400万円ほどの予算であったが、今回は7,070万円の予算となっている。28年度の実績と今回の計画について、28年度は距離などのさまざまな要件について話をしたが、28年度の1年を踏まえ、29年度の実施について要件の変更等があれば聞く。

建築指導課長

今年度の実績については、応募が94件あり、予算の範囲内で65件を交付決定した。そういった応募件数等の実績を踏まえ、平成29年度については80戸の予算規模で考えている。要件等については今年度と変えることは考えておらず、近居は2kmといった同じ要件で新年度も募集したい。

宮下雅志委員

県の住宅施策は全体的に定住・二地域居住が一つの切り口になっていて、それに対して土木部がこのような形でさまざま

まな手を打っている。県外からの移住について、今まで聞いた住宅施策がどの程度効果が上がっているか、つかんでいる部分があれば聞く。

建築指導課長

空き家のリフォームについては、先ほど54件の利用があったと述べたが、うち移住者は27世帯で、ちょうど半分である。空き家リフォームは平成26年から実施しており、ちょうど3年目となるが、トータル138件の利用のうち移住者は55件で、4割は移住者が利用している。先ほども質問があった「来て ふくしま 住宅取得支援事業」等、移住者を対象にしたところについては、来年度新規であるため、実績等はまだない。

宮下雅志委員

定住・二地域居住は県全体を通しての重点項目であるため、ぜひ今後とも力を入れて進めてほしい。

もう1点、土31ページの新規事業で、歩いて走って健康づくり支援事業の2,650万円が今回計上されているが、これはまち歩きルートである県道沿いにベンチや案内板を設置し、中山間地域ではランニング、サイクリングルートである県管理道路の路面に距離の表示や立て看板などを表示するとのことである。具体的にどういった場所を想定しているか。

まちづくり推進課長

町なかについては、委員指摘のとおり既に設定してあるまち歩きのルートや市町村などと連携し、ベンチを置いて気軽に休みながら歩いてもらったり、これだけ歩けばどのぐらいのカロリーを消費するなど案内板へ表示したりなど、安心して健康づくりができる環境を整備することで、楽しみながら歩いてもらうことを考えている。

道路管理課長

場所は日本の道路100選になっているスカイラインである。スカイラインの標識がさびているので、支柱等の塗りかえを考えている。それからサイクリングやランニングのために路面へ標高1,660mなどと最高表示をしており、道案内標識なども整備して使いやすくすることを考えている。

宮下雅志委員

私もよく会津若松市でメタボ対策としてウォーキングをしているが、国道は割と歩道がきちんと整備されていて幅が広く歩きやすい。ずっと町なかを突っ切っていても別に危険を感じることはない。しかし、県道は歩道整備がいま一つ安心して歩くまでには至っていないところが多く、例えば県の事業として健康づくりをやると言ったときに、それならば足をくじかない歩道をきちんとつくってほしいといった要望も恐らく県民から出てくると思うが、そういった歩道の整備、歩ける道づくりについてはどのように考えているか。

道路管理課長

歩道の整備とはまた別であるが、道路整備としては、サイクリングルート、ランニングルートの舗装に穴があいていたリ、草が生えていたり、見通しが悪いところがあれば、舗装や補修、草刈りなども実施していく。

宮下雅志委員

このまち歩きルートはこれからルートの設定などもされると思うが、市町村としっかり連携してどこもかしこもやるとなると、やっていないのではないかとということにもなるので、ここは県でこういう対応をしているなどときちんと市民、県民にわかりやすくしてもらい、その中で、県がこういった形で整備していくと十分にしっかり広報してほしい。よろしく願う。

今井久敏委員

土12ページの災害防除事業について、先ほど二本松市萩坂の話があったと思うが、詳細を聞く。

道路管理課長

昨年崩落した国道459号萩坂工区の進捗状況については、非常に順調に進んでおり、今、最終的な開通日を検討している。

今井久敏委員

この予算は萩坂工区のみか。

道路管理課長

災害防除事業は、萩坂工区など51カ所において実施する予定である。緊急輸送路を優先に平成8年に実施した防災総点検で計画的に進めているが、萩坂工区だけでなく51カ所についてあわせて実施する。

今井久敏委員

点検した結果、点検するものも含め、この萩坂工区のように心配しなくてはならない場所は県で幾つかカウントしているか。また、点検はどのような手法で行い、管理をしているのか。

道路管理課長

点検の手法は、やはり目視点検である。萩坂などはモルタルのり面であったが、モルタルのり面の危険箇所は441カ所ある。1カ所ずつ詳細調査をする前に概略の目視点検や打音検査などで空洞などのあらあらの調査を行い、詳細調査が必要なものについては詳細に点検していくことで今計画をつくっている。のり面の点検や補修については、計画的に予算を確保していかななくてはならず、今年度から取り組んでいる。

今井久敏委員

計画はいつ仕上がるのか。

道路管理課長

今年度から3カ年で調査を行い、計画を作成する予定である。

今井久敏委員

土37ページの県営住宅改善費で大きい金額が計上されているが、県営住宅改善事業の内容を聞く。

建築住宅課長

郡山市の柴宮団地ほかの改善であるが、主に柴宮団地においては、外壁の改修や屋上の防水の改修といったものが今回の対象となっている。

宮本しづえ委員

土14ページの道路橋りょう整備費で、生活拠点形成交付金事業がある。これはどのような事業でどの地域が対象か。ま

た、帰還困難区域の中に拠点を整備し、そこに戻ってもらう整備を図る計画があると思うが、そのことに関する事業か。そしてこの全体計画はどうなっているのか。あればその図面や箇所の一覧をお示し願う。

道路整備課長

生活拠点形成交付金事業は全体で5カ所である。復興公営住宅の入り口などを今行っている事業である。

次長（道路担当）

補足する。この事業は特定復興拠点の絡みのものではない。

遠藤忠一委員

土14ページの福島インバウンド復興対策事業について、今年度はたしか700万円であったものが3倍ほどの2,600万円が計上されている。道の駅のトイレの水洗化や看板の英語表示、観光表示など全体的にどのくらいの形で考えているか、また予算2,600万円の中身を聞く。

道路整備課長

福島インバウンド復興対策事業については、委員指摘のとおり道の駅の案内看板の多言語化、トイレの洋式化、高速道路関連のナンバーリングの対応のための事業費を計上している。今年度は400万円の予算を得て、現在それらの設計中であり、来年については、来年と再来年の2カ年で対象となる県が管理している21の道の駅やインターチェンジの出入り等の案内板を整備していきたい。

遠藤忠一委員

まだ場所は決定していないが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの野球・ソフトボールの会場に指定されるといことで、非常に整備が急がれるのではないかと。もっと予算を計上して対応したほうがよいと思うが、全体的にどのくらい福島インバウンド復興対策事業として見ているか。全県を見ているのか、この辺の数字があれば聞く。

道路整備課長

高速道路のナンバーリングの対象箇所としては、県内のインターチェンジの全てを考えている。

遠藤忠一委員

高速道路以外の県道などはこの事業では該当にならないのか。

道路整備課長

現段階では、インターチェンジの出入り口について重点的な整備を考えている。

遠藤忠一委員

出入り口はよいが、例えば、2020年の東京オリンピック・パラリンピックで、郡山、福島、いわきの3カ所の会場の候補があるが、具体的にそこまで行って、その次の会場まで行く看板のつけかえなどといったものも今後想定されるのか。決意など示しながら説明願う。

道路計画課長

委員指摘の件は全くそのとおりであるが、まだ具体的にどのようなルートになるか、また、会場そのものが決定されていない。決定されれば当然そういうこともあるので、関係する部署と連携をとりながら対応したい。

(3月10日 (金))

宮本しづえ委員

今説明があった小名浜港の港湾計画について聞く。課長の説明では、平成26年の実績1,790万tに対して、40年の取扱量が750万tふえるとのことであった。15年に策定された今ある小名浜港の整備計画は30年代を見通したものであり、その計画での取扱量は2,270万tであったと思う。それに対して26年の実績が1,789万tであるため、まだ15年当時の取扱量の目標まで達していない。それにもかかわらず、新たにこれだけの整備計画が必要になった関係をもう少し説明願う。

港湾課長

まず現況から述べると、石炭の取扱量は平成26年度が約985万tである。既存の埠頭で取り扱える貨物が約700万tであるため、約285万t残る。東港がまだできていないので、現在滞船が発生している。

15年に改訂した港湾計画のとおり東港ができた場合、約330万t扱える計画であり、滞船は発生しないと予測される。しかし、将来の貨物量はIGCC（石炭ガス化複合発電）を除いた場合でも360万tに増加する見込みであり、今の計画の能力が330万tであるため、約30万t不足する状況が推測される。ただし、IGCCは来月に着工するため、今回の港湾計画ではこの貨物を見込まない計画は想定していない。

宮本しづえ委員

今東港の整備をしていてまだ供用開始されていないとのことだが、これが供用開始になればほとんどの滞船はなくなると私は思っていた。

今の説明だと、IGCCを抜いても30万t分ぐらいは不足が生じるとのことである。この一番の原因は、やはり石炭の取扱量がふえていることだと思う。いずれにしても、石炭の取扱量の増加が小名浜港の整備計画を見直さざるを得ない一番の理由にはなっている。今課長が述べたとおり、IGCCの発電所の計画がもう着工するという意味だと思うが、これが将来的にどうなるかの問題は極めて不透明だと思う。日本のエネルギー計画そのものの矛盾がここにあらわれている中で、取扱量がふえている。これにどう対応するか、港湾の担当とすれば扱ひ量がふえるので対応せざるを得ない側面があるかもしれないが、全体のエネルギー政策との関連で果たしてそれを福島が受けることで本当によかったのかを検討すべきだったと私は思う。そういう点で非常に問題があることを改めて指摘しておく。

小名浜港そのものは、この間の過程でもその時々によって何のためにつくるかなどが余りはっきりしてこなかった気がしている。一番最初の計画では東港地区は270haぐらいで約3,700億円の事業費を見込んでいたと思う。それを平成15年の見直しで1期分だけ約50haの事業に縮小して今の計画が進んできたと思う。だから、そもそもの計画がその時々で情勢で変わってきているのが小名浜港の一つの計画変更の特徴でもあると思う。情勢が変化するという事は、石炭の取扱量が変化することも当然あり得ると思う。そういう点で、やはり長期的な視点でこれは検討すべき事業だったのではないか。これから取り組むが、そういう観点が非常に大事だと思うので、この点は改めて指摘しておく。

コンテナの取扱量もふえると思うが、このコンテナの主な中身は何か。

港湾課長

平成28年の実績が約2万4,000TEUで、TEUとは20フィート換算にしたコンテナの箱の数であるが、27年が約1万4,000TEUであったため、これと比べると大幅に増加している。この主な要因は、輸入で住宅建材がすごくふえているこ

とと輸出における日用品の大幅な増加及びゴム製品の増加である。

港湾計画を改訂するに当たって、背後企業にいろいろなヒアリングを行った。その数値を挙げているが、やはり今後増加するのは住宅建材及び日用品、ゴム製品等ということで見込んでいる。

宮本しづえ委員

木材チップの扱いでもふえると見込んでいると思うが、この扱ひ量は主に輸入か。

港湾課長

これはほとんど輸入である。

現在、背後にバイオマス発電等の計画があり、それに木材チップを使用したいので小名浜港をぜひ使わせてほしいとの要望がある。これに対応すべく、藤原埠頭の計画変更を盛り込んでいる。

宮本しづえ委員

木材チップは主に輸入ということである。これは土木部の直接の所管ではないが、木材チップをどこから調達するかも考えなくてはならない一つの課題だと思う。特に、福島の森林をこれからどう再生するかと言ったときに、森林再生事業は今後もずっと続く大事な産業になる。そのときに福島県にとってもっと木材の利用を促進する政策が必要である。木材チップも安いものをどんどん輸入すればよい、そのために扱ひ量がふえるから港湾を整備するという短絡的なものではなく、福島の復興のために、汚染された福島の再生のためにどのような政策が必要かといったときに、森林再生事業でもっと木材の間伐を進めて木材チップを県内で調達するといった政策的なものが本来はあってしかるべきである。そうすれば扱ひ量をもう少し減らすことや県内で調達することも含め、そういう政策判断を福島県がしなくてはならない。これは土木部で答える分野ではないが、そういう県政の課題があるのではないかという意見だけは述べておく。

二地域居住などの移住を促進するさまざまな施策を皆一生懸命行っているが、きのうの報告で、県外からの移住の実績は、空き家対策では合わせて55件との話であった。そのためにかなり金を使っている。県外から呼び込むこと自体は一生懸命頑張ればよい。しかし、一番大事なのはここにとどまって福島で頑張る人たちをどう住宅面で支援するかであり、その政策が不足していると思う。

昨年の暮れまでに住基本計画がつくられ、その中で特に公営住宅のストックを余りふやさず、民間の賃貸住宅に対する家賃の補助なども検討することとなっているが、このような部分については、新しい政策はほとんど見えてこない。そうすると、県外から呼び込むことばかりが主になってしまう印象をどうしても与えてしまい、住宅施策としては不十分だと思う。住基本計画では若者に対する家賃補助なども検討することになっていたが、実際にはどのような検討状況になっているか。

建築住宅課長

新たな住宅セーフティーネット関連の法案については、ことし2月初めに閣議決定し今国会に提出されることとなっており、主に3～4月に審議される。2月に閣議決定した際に全国的に職員が招集され、それに対する説明会等も行われたが、今まで資料等で情報収集してきた内容程度で、財源と詳しい情報は得られなかった。

国会の審議が終わって法案が決定すれば、制度が組み立てられると思うので、引き続き注視して情報収集し、今後の方針を検討していきたい。

宮本しづえ委員

そのような経過があるのはわかった。国が検討していることは私も承知しており、むしろもう法案が出てくればほぼ可

決されると思う。だから先取りして、これは人口減少をどう住宅面で支えるかといったときには非常に重要な政策だと思っている。これなら外から呼び込むよりも中にとどまってもらふ効果ははるかに大きいと思うので、ぜひ補正予算も含めて積極的な対応を検討願う。

次に、ことしの3月で避難解除となることによって、仮設住宅やみなし仮設住宅を今後どうしていくかが新しい課題となる。今決まっているのは来年の3月までであり、それで終わりとなっているのは檜葉町である。この人たちの扱いは今後どうなるのか私は非常に心配しているが、来年3月で終わりになるところについて、特定延長はどのような世帯を対象に考えていくのか。そのときに、みなし仮設住宅も含めて当然それは延長されていくと思うが、避難地域復興局とどのような協議をしているのか説明願う。

なぜそのような話をするかという、仮設住宅の活用をいろいろ考えていると思うが、そのときにこのような考え方をしてはどうか。「うちは少し線量が高くて心配だ。でもやっぱりもとのところに戻りたい。」という人はいる。そうであれば、まず試しの住宅を少し線量の低いところに仮につくってみて、そこで一定期間過ごしてもらい、うちに帰っても大丈夫と思えるような一定の準備期間のようなものを検討すべきではないかと研究者などが提唱している。そのようなものにもっと仮設住宅を活用したらよいと思う。

もう少し準備段階があり、自宅に戻るソフトランディングまでいくプロセスが非常に大事だし、そういう支援が必要ではないかと思っている。そういう意味でもっと積極的な一戸建ての仮設住宅などの活用を考える必要があるのではないかと。ただ終わりというだけではないやり方をもっと検討すべきと思うが、そのような検討はしたか。

建築住宅課長

きのうも述べたが、仮設住宅の供与期間の延長については災害救助法に関することであり、基本的には避難地域復興局で検討される。その中で先ほど特定延長の話があったが、檜葉町の仮設住宅の供与期間は来年度末となっており、平成30年3月までである。地震、津波で今年度終了する方々の特定延長は1年間とされるが、自宅を建設する工事が思うとおりに進まず完成を待っている方や行く当てはあるがそこがまだできていないために当面は引っ越せない方などに限られるので、地震、津波の方々が全員1年間延長できるわけではない。したがって仮設住宅に住んでいる方の中でも、特定延長できる方はかなり数が限られている。

来年の3月31日まで檜葉町の仮設住宅の供与期間が延長されるが、それ以外は決まっていない。今までもそうだったが、避難地域復興局は、例年5月や6月に避難状況を勘案しながら、その次どうするかを復興庁と協議しながら決定しているので、ことしもどのようになるかは国等と調整しながら決めていくものと思う。土木部においては、仮設住宅の管理も含め直接そのことに関して避難地域復興局と具体的な議論は行っていない。

建設型の仮設住宅の管理戸数について、きのう、平成29年度末には8,400戸ぐらいになるのではないかと述べたが、1年間時期を誤っていた。今約1万5,000戸ほどであるが、29年度末にはそれが1万1,100戸程度になり、地震、津波の方々の仮設住宅が撤去できれば30年度には8,400戸程度に落ちるとのことなので、きのうの発言は修正する。

宮本しづえ委員

県外に避難している方や県内でも避難区域外に避難している方々は、そこで新しい生活が始まっており、学校の関係などでなかなかそこから離れることが難しい人たちがたくさんいる。だから今回も自主避難者は大変苦労している。国会でたしか国土交通大臣が、その地域にとどまって生活できるよう今住んでいるところをみなし復興住宅という位置づけにすることは制度上は可能であると答弁をしていた。だから、もうそろそろそのような仕組みを考える必要があるのではないかと。

建築住宅課長

借り上げの仮設住宅を復興公営住宅として借り上げ、そこに住んでいた方がそのままずっと住み続けられるようにする方法と考えるが、その場合、今まで建設型の仮設住宅に移動し、そこで生活して不自由な思いをして復興公営住宅に入った方と、発災してから今までずっと恒久的な住宅と言われるような民間の賃貸住宅で生活してきた方との今後の生活で、かなりの不公平感が出てきてしまう。借り上げの方々だけを優遇してそれを復興公営住宅として個別に借り上げることは、応急仮設住宅に入って住みかえた方々の不公平感の観点から、なかなか困難である。

宮本しづえ委員

不公平だからできないと判断してしまってよいのか。ことし7年目に入り、皆生活状況が変わっている。それぞれの選択肢があって、それに応じた支援がなされなくてはならないのが大原則だと思う。そうすると、今いるところにとどまらざるを得ない人が必生まれ、そのような人に対してどのような支援をするかを考えていくことが必要だと思う。住宅面でそのような扱いをすることで可能となるので、ぜひ住宅政策として検討してほしい。要望である。

職員の長期休職の状況について、知事部局の30日以上長期休職者数は、平成27年度で156人とのことである。きのうの土木総務課の話だと土木部は28年度で34人とのことなので、土木部の割合が非常に高く、職員に相当無理が来ているのではないかという気がする。精神科関係のものにしても、27年度で106人との報告を受けているが、土木部は28年3月1日で29人とのことである。約30人と考えると、約3分の1弱は土木部が占めている。これは土木部の職員が非常に苛酷な状況にあると我々は認識しなければならず、現状そうなっていると思う。

そこで、時間外労働の実態ということで、28年の時間外労働の状況がわかれば聞く。県庁も相当なブラック事業所ではないかという話があるぐらい、本当に9時、10時になっても庁舎の電気がついている。異常な状態がずっと続いているので、本当に気の毒だと私は思っている。

時間外労働も残業の上限を設定すると言っているが、その案は月100時間と聞く。80時間を超えたら過労死ラインである。それを100時間にしたらよいという話にはならない。土木部の実態はどうなっているか。最大の人でどれぐらいか、わかれば聞く。

土木部参事兼土木総務課長

まず全体の状況であるが、今年度は1月末までで1人月当たりの平均が25.3時間となっており、昨年度と比較すると5.2%ほど減っている。

個人の状況については、今手元に個人の全ての資料は持っていないためわからないが、県では80時間以上の超過勤務実施者への個別面談に取り組んでいる。確かにそういった職員は土木部に多く、県全体に占める人数も多い状況である。

宮本しづえ委員

そういう実態だと思う。そういう点からも職員の健康管理にはしっかりと取り組んでほしいし、定数管理も適正にしてもらわないと職員の健康が守れず、ひいては適正な県民サービスができないことにもつながる。そういった観点で人員管理も含めてしっかり行ってほしい。

今井久敏委員

予算の中で、県営住宅団地の集会所にソーラー発電施設を上げる話になっているが、どのようなタイプで何kWぐらいのものになっているか。また、資料を見ると売電と書いてあるが、なぜ売電が可能なのか。

建築住宅課長

県営住宅の集会所のソーラー発電施設については、昨年度から年間約1,000万円の予算を計上し、昨年は3団地で実施

し、今年度も3団地において予定している。集会所にソーラー発電施設をつけ、得られた電気を集会所の共用施設で使い、できるだけ集会所を安く使ってもらおう目的でつけている。ワット数については、手元にないため後ほど調べて報告する。売電については、集会所を使っていないときは余剰電力となるため、その分を東北電力(株)に売電する。

今井久敏委員

学校施設とは違うのか。温暖化対策関係の事業では、補助金を使ってつくったソーラーでは売電はできないとのことである。郡山市の行政センターも十何カ所あるが、あれも全然売電できない。売電できるようにすべきと私は思うので、なぜ今回は売電できるタイプになるのかという素朴な疑問がある。金の出どころが違うのか。

建築住宅課長

補助金等を充当して行っているものではないため売電も可能である。

今井久敏委員

単純にまるっきり県費だから売電も可能で、その収入もダムの電気と同じく当然県の収入であると理解する。

一般質問で質問には至らなかったが確認したかったのは、アスファルトからコンクリートにという道路舗装についてである。コンクリート舗装の優位性が最近随分言われてきているが、今県はコンクリート舗装に対してどのような考えを持って進めようとしているか。

道路整備課長

県におけるアスファルト舗装とコンクリート舗装の使い分けについて、アスファルト舗装は初期費用が安価であり、開放するまでの時間も短く済むため、一般的にはアスファルト舗装を使っている。耐用年数は、設計の期間としては10年を想定している。

コンクリート舗装は初期費用が高価であり、養生するため供用までに時間を要する。耐用年数は、耐久性がよいため設計期間は20年を想定している。

どちらを使うかは経済比較を行い決めることとなっているが、一般的にはアスファルト舗装を使っている。

今井久敏委員

よく検討した上で進めることが大事だと思う。私が調べた限りでは、1日で養生できるコンクリートタイプなど開発のスピードが大分上がってきている部分もあるし、限られた予算で長寿命化を図り道路を大事にしていく使い方としては、決して除外するものではないのではないか。

ちなみに、県道でコンクリート舗装された場所はあるか。

道路整備課長

現在、国県道を含めて一般的にコンクリート舗装を採用するのはトンネル部分である。

亀岡義尚委員

今の道路の関連で、震災で破損があったり、復興事業でトラックの往来が激しくなっていて、パンクの数が増えたの3倍にふえたとの記事を見たが、現状はどのようになっているか。

あわせて、コンクリート舗装が多いか、アスファルト舗装が多いかもわかれば聞く。

道路計画課長

コンクリートかアスファルトかの質問に対しては、もうほとんどアスファルトである。

件数については、報道にあるとおり震災前後の5年間を比較すると、震災前は30件、震災後は89件であるため、約3倍となっている。

一方、件数と異なって賠償額は減っている。件数と反比例し、震災後は約400万円弱であったが、震災前はほぼ同じで、震災後が5年間で20万円ぐらい減っている。内容はタイヤのパンクやホイールの損傷が多く、大体1件4万円となっているので、件数はふえているが、被害の賠償額は減っており、件数だけで一概には判断できない。

亀岡義尚委員

県が管理している道路で、1件4万円でもそれだけの数があるとのことである。その賠償金はどこから支払っていて、予算書ではどこに記載されているか。

道路計画課長

賠償については民間の保険に入っている。年間を通じて保険額を払っており、その保険会社を通じて支払っている。

亀岡義尚委員

保険料は予算書のどこに記載されているか。

道路計画課長

最初に質問のあった損害賠償がどこに載っているかであるが、福島県議会定例会議案の報告第1号の12ページ、「道路の管理に関する事故等による損害賠償の額の決定及び和解について」で審議してもらっている。

亀岡義尚委員

今まではパンクなどの話であったが、少し間違えば死亡事故などの重大な事故につながることを十分想定し、しっかりと管理が求められていると思う。

この道路破損について、国土交通省で昨年10月に通達がなされているが、その具体的な内容を聞く。記事には「国土交通省は今年10月、都道府県に対して舗装の点検方法などを示した要領を通達し、点検を促した。」とある。これについてどのような対応をとったのか。

道路計画課長

確認し後ほど答弁する。

建築住宅課長

先ほどの今井委員からの質問について、それぞれの集会所において、1カ所当たり3kWの発電容量を見込んでいる。先ほど説明したが、団地の住戸ではなくあくまでも集会所の共用分として使っており、蓄電しないため、集会所を使わないときはその分を東北電力（株）に売電している。

亀岡義尚委員

震災後6年目となり労災事故が多いため、労災事故の今の状況を聞く。

技術管理課長

労働災害の発生状況について、今年度は第3四半期までの集計となるが、46件発生している。平成27年度においては58件であったため、第3四半期の時点では前年を下回っている。

亀岡義尚委員

46件の中身を聞く。

技術管理課長

労働災害の主な原因は、重機や資材への挟まれ、巻き込まれ等がある。

亀岡義尚委員

46件全てそれか。

技術管理課長

確認し後ほど答弁する。

宮下雅志委員

ふくしまの未来を拓く県土づくりプランについて聞く。これは震災の翌年に土木部の復興理念とともに、強い使命感、挑戦する態度、責任、誇りということで策定された8年の計画であり、今年度が終了するとちょうど半分が終わり、平成29年度から後半の4年間に入ると思う。

65ページの第1編第3章に、建設行政の今後の課題として当時の認識が示されている。きのうも建設業の振興について話を聞いたが、これからは公共事業の量、質が相当変化してくる時代であると感じている。そのような中で、このときの認識も、さまざまな復興関連や安全・安心などを書いてあり、「人口減少・超高齢社会における社会資本の在り方」が課題2として取り上げられていて、あとは「社会資本ストックの増加・既存施設の老朽化への対応」、「地域間の連携と都市と農村の共生」、「建設産業の振興」、「厳しい財政状況下での対応」と問題意識が示されている。

「人口減少・超高齢社会における社会資本の在り方」について内容を見ていくと、その地域が担う重要性や過疎中山間地域のあり方、その中で社会資本をいかにしていくかが示されており、拡散型のまちづくりから暮らしやすい集約型のまちづくりを進める必要があるということが一つの解決策として示されている。計画から4年が経過し半分が進行したが、超高齢社会における社会資本のあり方について、ある程度の方向性や答えといったものが出たのであれば、この拡散型、集約型も含めて聞く。

公共サービスのあり方も当然変わってくる。拡散型は要するに社会資本がずっと広がりを見せた中で、除雪などもそうだが、全て平等にやっていくのかというと、ある程度でき上がった道路なりを全部やることは不可能である。そうであればやはり集約型ということである程度、冬場は住民に移ってもらうなど集中した形での対応がこれから必要になってくると感じている。その辺のこれからの社会資本整備や管理のあり方について、どのような認識を持っているか。

次長（都市担当）

まちづくりの観点から述べる。

今、都市行政ではコンパクトシティが盛んに言われている。それはまさに、これまで整備された既存インフラを有効に活用していくことである。ただ、これは集落の切り捨てではなく、集落は集落で今の人口や形態、コミュニティーなどを維持していく。それを広域交通などでつないで、中央の都市には医療機関などを充実させて連携していくが、都市行政

から言うとそれが拡散型から集約型の都市づくりということで国はここ数年来そのような施策を進めている。具体的には本県も含めてこれからということで、各市町村ではそのような計画づくりに着手している。

次長（道路担当）

道路の立場で述べる。

今都市担当次長からあったとおり、各地区でおのおの都市機能を持っている。例えば公園や運動場などであるが、それを有効に使ってもらうために、まずはそういうところの道路をしっかりとつなぐことでめり張りをつけるといった形にだんだんできてきている。当然、道路の管理も緊急輸送路などのメーンの道路に重点を置かなくてはならない。委員指摘の中山間で冬の間だけ中心部においてもらうといった話は、市町村の行政とも絡んでくるため、そのようなことを踏まえながら一緒になって考えていく必要がある。

次長（企画技術担当）

非常に難しい問題だが、今都市、道路それぞれの分野で考え方を述べた。

インフラ全体の話をする、数年前がメンテナンス元年と言われたように、整備のあり方そのものが、つくるところから守る方向にスタンスが動いている。全ての分野で長寿命化に取り組んでいることは周知のとおりだが、これからいかに寿命を延ばすか、延ばしても必ず更新時期が来るため、その更新時期をいかにずらしていくかである。例えば今復興事業でたくさんインフラを整備しているが、これがまた同じ時期に更新時期が来るのと同じように、高度経済成長期にたくさんつくられたインフラが同じ時期に更新が来ないよう延ばせるものは延ばし、更新時期が来たものは的確に直していくことで、このような構造物の更新時期の山を少し崩して平準化していくことが大事だと考えている。

宮下雅志委員

今話を聞いて、やはりそれが県の建設行政の中で始まっているということで、これから恐らく市町村も含めてそういった形が進んでいくと感じる。

一つ課題の認識の中に「地域が持つ特有の課題に応じた対応策を地域住民とともに考えていく」とある。恐らくこれから相当な制約が出てきて、各自治体がこれやってあれやって、各住民がこれやってあれやってと言っても、もう全てに応じることができない時代になってくる。その中で、やはり地域住民とともに考えるスタンスは非常に重要になってくると感じている。

私は今さまざまな出先機関などを回っているが、地域住民と出先機関や本庁などの意思の疎通、連携などを割と意識して見ている。例えば防災緑地の整備などは、地域の人たちに集まってもらってそこで将来のまちづくりを含めてやっている。また、身近な社会資本の整備ということで、地域の方からの要望をどんどん受け、それをネットワークよく整備していく。通学路等の安全確保についても、地域の方の意見をどんどん取り入れていく。一方で、例えば各建設事務所などでは、便りなどの情報紙を発行したり、ホームページを整備したり、ダムなどでも各施設にチラシ、パンフレットをつくらせたりと、現場ではさまざまな活動をしている。ところが、住民の理解が進んでいるかということ、必ずしも思ったほど効果が出ていないと認識している。

きのう話した道路にマラソンやサイクリングに関する表示をする健康づくり対応などもそうであるが、これからこういった施策を進める上では、市町村やその地域の住民と土木部自体の密接な連携が非常に重要になってくると思う。その辺は今後どのように対応していくのか。

土木企画課長

委員指摘のとおり、先ほども話題になったが、これから超高齢社会を迎える中で、住民の考えを行政がいかに反映する

かや行政が住民との協働により管理していくことが非常に重要になってくる。

そこで、住民の声を丁寧に拾い上げる場をできるだけつくとともに、生活基盤緊急改善事業で15億円ほど予算を計上したが、この予算の一部は、事務所で各町内会レベルの要望なども丁寧に取り上げ、具体的にどうしたらよくなるかを住民と話し合いながら進めている。この事業を通じて、非常に身近なところから住民とともに考える取り組みが育ってきている。また、元気ふくしま地域づくり交流促進事業もある。これは、地域のよいところを住民とともに考えてもっと伸ばしていく事業で、その動きの延長線上に先ほどの防災緑地の整備の話もあると思う。しかし、地区の区長などだけではなかなか全ての住民にそのような動きが伝わらないこともあるため、別の項目にも書いてあるが、土木部としては、事業の広報に最近非常に力を入れており、各事務所の広報紙もそのような取り組みを住民に知ってもらい、参画してもらおうきっかけになればと思って進めている。

幅広い行政へのかかわり方や行政に対する意見を住民も持っているので、一律に急に進めるのは難しいと思うが、そのような取り組みを通じてより一層住民の考えを反映する仕組みをつくっていききたいと考え施策を展開している。

矢吹貢一委員長

道路計画課長から答弁を求める。

道路計画課長

議案説明資料土11ページをごらん願う。

道路の賠償責任保険がどこに計上されているかであるが、左から2列目の事項2番目に道路管理事務費がある。額は5億6,827万3,000円であるが、右の説明にある道路管理事務経費の一部として計上しており、この予算の可決後に、複数の保険会社の見積もり合わせで保険を決定することとなっている。

道路管理課長

亀岡委員の質問に答える。

委員指摘のとおり舗装の点検要領については、平成28年10月に国土交通省道路局から県道路事業担当部長宛てに通知があった。舗装の点検要領を策定したとの内容で、舗装の長寿命化を目的として、効率的な修繕の実施のための詳細調査診断、修繕の基本的な考え方を示したものである。なお、本要領に記載された基本的な事項を踏まえ、独自に実施している道路管理者の既存の取り組みを妨げないという位置づけであり、県管理道路においても、点検要領を参考に日常の道路パトロールを始め、路面性状調査により路面状況を把握、診断して、引き続き舗装の長寿命化対策に的確に取り組んでいく。

技術管理課長

先ほどの亀岡委員指摘の労災事故については、はしごの足元が滑ったり、脚立からの転落等が7件あった。あとは仮置きしたブロックが転倒したり、側溝を移設する際に挟まれたりといった挟まれが8件、敷鉄板につまづいたり、濡れた床で足が滑ったりした転倒については4件、ハンマーの先端が欠けて刺さったり、フックが外れて作業員に接触したりといった刺さったりぶつかったりしたものが6件、機械等の重機等の接触が4件あった。その他としては、目地や側溝等を切断する際の指の負傷や熱中症など細かいものが17件ほどあり、全体で46件となる。

宮下雅志委員

午前中に土木企画課長から答弁があったが、広報に力を入れ、住民の意見を聴取する場をしっかりとつくっていく形でぜひ進めてほしい。

地元などでも、例えば住民との協議でいろいろな意見がよく寄せられる。最初に言われるのが、行政の第1歩の対応に

不満を持つケースで、あのときこう言って行ってしまったとか、捨てぜりふを吐いて行ってしまったといったことが結構あるため、最初のところからきちんと、その協議の場等を含めて住民の意見をしっかりと聞く仕組みをぜひつくってほしい。

亀岡義尚委員

宮下委員の質問で、人口減少社会におけるこれからのまちづくり、地域づくりについて各部門の責任ある方々から答弁があった。それぞれ人口減少社会にあって、地域づくり、まちづくりを進めていくに当たっては、やはり土地の利用のあり方が非常に大事になるのではないかと。

私もこの間、代表質問で社会情勢の変化に対応した都市計画区域の区域区分の見直しについて県の考えを聞いたところ、部長から「都市計画区域の区域区分につきましては、健全かつ秩序ある都市の形成を目的に、昭和45年に定められて以来、人口や産業規模などの動向を踏まえ、6回の定期的な見直しを行ってきたところであり、今後とも有効な市街地の整備、優良農地や自然環境等の保全が図られるよう、住民の方々の意見や地域の実情を踏まえ、広域的な観点から、市町村や関係機関などと調整を行い適切に見直してまいりたいと考えております。」と見直しについて言及があり、私も大変力強く感じた。

私の住むところも人口減少が著しく、高齢化の進展等も加速化している。市町村の計画づくりが進められている、地域住民とともに考えていきたいとの答弁も先ほどあり、まさに大事な今なのではないか。大事な今というよりは少し遅きに失したと言っても過言ではないくらい、私も議員になって14年目になるが、常に地域の歩道を何とかしろということをつくさん聞いていた。このたび、そういったことで部長の答弁があり、これから土地利用のあり方についての議論が本格化していき、市町村や住民と話し合っ進めていくと思うが、この件について、これからの方向性や基本的な考え方があれば聞く。

都市計画課長

区域区分の見直しについては、大きな意味では区域区分の廃止や新たに定めるといったことも含まれると考える。

区域区分の廃止は、市街地が無秩序に拡大することによる道路や下水道などのインフラの整備、維持管理などの行政経費の増大、豊かな自然環境や良好な自然景観が損なわれるなどの懸念もあることから、廃止が及ぼすメリットやデメリットなどのさまざまな影響を考え、今後、広域的な視点から慎重に検討していく必要がある。

亀岡義尚委員

平成30年代前半と報道されているが、時期的な問題について、これからどのような手順で見直しが進められていくのか。

都市計画課長

中通り、会津地方においては、平成26年5月に都市計画区域マスタープランの見直しをしており、それに基づいて区域区分の見直しも行っている。

今現在、浜通りの相馬地方といわき地区について、29年度末までの区域マスタープランの見直しを目指して検討中である。

次回の見直しについては、5～8年の間で社会情勢の変化等を見きわめながら行っていくので、30年代の中ごろまでには次回の見直しが行われると考える。

宮本しづえ委員

今課長が述べたように、都市計画区域マスタープランの策定に基づいて土地利用計画がつけられているが、問題は今宮

下委員も述べたような、計画づくりの段階にどれだけ住民が参加できる仕組みをつくっていくかだと思う。その点で、住民参加の仕組みづくりがなかなかうまくいっていないのではないかと。まちづくりの研究者の間からもっと住民参加型につくりかえていく必要があるとの指摘を随分聞いており、仕組みとしてどのようなものがよいかも含めてもっと検討する必要があるのではないかと。ただ、県は広域的なところなので、市町村の段階からもう少し住民参加を推進することを市町村に対する支援も含めて考えていくことが基本となるべきだと思う。余り他県の状況はわからないが、その辺のところはもう少し研究しながら仕組みづくりを検討してほしい。何かあるか。

都市計画課長

都市計画区域マスタープランの作成に当たっては、まず基礎調査を業務委託し、社会情勢の確認を行う。それをベースにして取りまとめたものについて、案と合わせて住民などその地域の方々にアンケート調査をしている。その上で、市町村と相談し、地域の各種各層の方々の代表に出席してもらって住民懇談会を行うが、例えば今回浜通りだと今まで3回ほど実施している。そういった中で、皆さんの意見を聞きながら今案を策定している。今後はその案に対してパブリックコメントや公聴会などの形をとりながら、なるべく多くの住民の意見を反映させた計画となるようにしていく。

このマスタープランを受け、今度はより実施に近い市町村の都市計画マスタープランを策定することとなるので、そこではまたさらに地域の方々との意見交換が行われると考える。

大場秀樹委員

東北中央自動車道関連で数点聞く。昨年9月に大笹生インターチェンジの供用が開始され、約半年たったが、利用状況を聞く。

高速道路室長

昨年と比較して、フルーツライン、県道上名倉飯坂伊達線では約2割ほど交通量がふえており、沿道の観光果樹園などもにぎわいがふえている。

大場秀樹委員

大笹生インターチェンジの利用状況を聞く。

高速道路室長

大笹生インターチェンジについても、1～2割交通量が増加している。

大場秀樹委員

今話のあった県道上名倉飯坂伊達線は、福島市の国道115号から飯坂地区まで通っているが、もちろん観光果樹園のみならず工業団地もあり、そしてまたオリンピック・パラリンピックを控え、会場の一つと想定されるあづま総合運動公園も近い。そういった意味では大変重要な道路だと思うが、今2カ所ほど整備を要望しているところがあるので、その辺の見通しを聞く。天戸橋やもう一つの大笹生の橋の改良見通しはどのようになっているか。

道路整備課長

県道上名倉飯坂伊達線は、現在4カ所で事業をしている。

1つ目は今話のあった天戸橋で、平成25年から事業をしており、今年度は設計を進めている。

2つ目は上八反田橋であり、今年度、用地取得を進めている。

3つ目は、大笹生1工区ということで大笹生インターチェンジを供用したが、まだ市道までの部分が残っているため、現在、改良舗装の事業を進めている。

4つ目の大笹生2工区は、大笹生1工区から国道13号までの間の区間であり、現在用地測量等の調査を進めている。県としても、重点的に整備を進めていきたい。

宮本しづえ委員

当初の議案の中にも住宅買い取り型の議案が出ていた。この間ずっと、特にURとの関係での買い取りの歩どまりがどうなったかをずっと聞いてきた。今まで報告があったのはまだ1件だと思うが、その後、買い取り型で歩どまりがどうなったかの状況の一覧があれば提出願う。

復興住宅担当課長

買い取り型の復興公営住宅の建設費に関する資料であるが、昨年9月の土木委員会で提出している。その後にはふえていく団地もあるので、買い取り型の復興公営住宅で精算が済んだものの建設費を比較する資料については準備できる。提出の可否については委員長に願う。